

# 山口県報

平成27年  
7月14日  
(火曜日)

## 目 次

○規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………

山口県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(厚政課)……………



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十五号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三百一条第一号の表中、「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

山口県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十六号

山口県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則

山口県食の安心・安全推進条例施行規則(平成二十一年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号。以下「府令」という。)(第三条第一項の表の上欄に掲げる表示事項(保存の方法及び消費期限又は賞味期限に限る。))について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
  - 二 府令第三条第二項の表の中欄に掲げる表示事項(アレルゲンに限る。))について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
  - 三 府令第十八条第二項の表の中欄に掲げる表示事項(保存の方法に限る。))について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
  - 四 府令第三十二条第一項の表の上欄に掲げる表示事項(保存の方法及び消費期限又は賞味期限に限る。))について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
  - 五 府令第三十二条第二項の表の中欄に掲げる表示事項(アレルゲンに限る。))について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
  - 六 府令別表第二十四の中欄に掲げる表示事項(アレルゲン(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。))、アレルゲン(特定原材料に由来する添加物(抗原性が認められないもの及び香料を除く。))を含むものに限る。))、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び賞味期限に限る。))について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
- 別記第一号様式及び別記第二号様式中、「食品表示法」を「食品表示法」に改める。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。



証人	生年月日	年	月	日
職業				

同様式の添付書類中「1」を削り、「2」を「1」とし、「同添付書類に次のように加える。」

2 その他知事が必要と認める書類

別記第九号様式の注を削り、「1」として「同注に次のように加える。」

- 「入学準備金」欄は、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第2条第2項ただし書に規定する貸付けの決定に係る月の加算を希望する場合に記入すること。
- 「就職準備金」欄は、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第2条第2項ただし書に規定する介護福祉士養成施設を卒業する日の属する月の加算を希望する場合に記入すること。
- 「生活費加算月額」欄は、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第2条第3項に規定する加算を希望する場合に記入すること。

山口県三田郡美郷町

郵便番号  
〒741-0201

住所  
美郷町

連帯保証人住所  
〒741-0201

氏名  
〇〇

郵便番号  
〒741-0201

住所  
〇〇

別記第八号様式中

郵便番号  
〒741-0201

住所  
〇〇

連帯保証人住所  
〒741-0201

氏名  
〇〇

郵便番号  
〒741-0201

住所  
〇〇

別記第九号様式中

郵便番号  
〒741-0201

住所  
〇〇

連帯保証人住所  
〒741-0201

氏名  
〇〇

郵便番号  
〒741-0201

住所  
〇〇

施行期日  
〇〇

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸付けの決定をした介護福祉士修学資金については、なお従前の例による。

平成二十七年七月十四日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁